

社会福祉法人 香 和 会

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人香和会（以下「法人」という）の法人業務に伴う評議員及び役員等に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤の評議員及び役員等に対しては、別表に定める報酬を支給する。ただし、理事長の承認したものに限る。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員等が法人の主催する会議等（以下「会議等」という）に出席した場合及び第4条に定める法人の業務を遂行した場合には、別表第2の定めるところにより費用弁償を支給する。ただし、法人の常勤の職員としての給与を受ける者はこの限りでない。

(委 任)

第4条 法人の業務を理事長に委任されて遂行した評議員及び役員等は費用弁償を支給する。この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に理事長が定める。

付 則

この規程は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

付 則（平成18年3月18日、一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年8月25日、一部改正）

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

付 則（平成23年3月19日、一部改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 24 日、一部改正）
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 6 月 13 日、一部改正）
この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 8 年 6 月 14 日 一部改正）
この規程は、令和 8 年 6 月 14 日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	2, 5 0 0, 0 0 0 円

別表 2

		支給対象者	金額
会議等	理事会・評議員会又はこれに準ずる会議	理事・監事・評議員	出席1回につき 8, 0 0 0 円
	監事会	監事	
	法人の経営する施設の行事で理事長が指定するもの	理事会・評議員会を代表して出席する役員・評議員	
法人の業務を遂行した場合		理事・評議員	半日で5, 0 0 0 円 1日で10, 0 0 0 円